

## 第2回下川町自治基本条例検討町民会議議事概要

日時：平成29年2月9日（木）18：00～19：50

場所：ハピネス大広間

出席者〔委員〕 川島里美、渋谷英克、山川美紀、末武幹也、三津橋ひとみ、  
中田豪之介、川上浩二（敬称略） 計7名  
〔事務局〕 養谷課長、古屋主幹、木原主幹、宍戸主査、樋口主査

### 1 委員長あいさつ

- ・前回会議の議論経過を踏まえ、より幅広く多くの意見が出せるよう2グループに分かれ意見交換を行っていきたい。  
忌憚のないご意見をお願いしたい。

### 2 意見交換

- ・事務局から前回会議議事録の概要及び本会議における意見交換の考査ポイントについて説明  
意見交換は、以下のとおり2グループに分かれ行った。  
①グループ 山川氏、末武氏、三津橋氏、川上氏、養谷課長、木原主幹、樋口主査  
②グループ 川島氏、渋谷氏、中田氏、古屋主幹、宍戸主査

### ▼各グループの主な意見

#### ①グループ

- ・一定期間内で条例の検証・見直しを行うことは必要と考える。見直し等の規定を設けることで、より条例を意識した町づくりが可能となる。総合計画と合わせ4年を超えない期間で検証・見直しをすることとしてはどうか。
- ・町長等の倫理規程については、条例第24条に基づき規程により詳細を定めており特段問題ないと思うが、町長等の政治倫理を調査審議する審査会の委員を町長が選任するというのは疑問である。（政治倫理規程第4条第3項）
- ・町民から意見を求める手法も重要だが、意見に対する回答手法の充実が必要。
- ・総合計画は、まちづくりの最上位に位置づけられた計画。今後のまちづくりを担う若い世代（町民・職員ともに）が多く参画できるような仕組みが必要。特に若い役場職員においては、審議会等に積極的に関わっていただきたい。

#### ②グループ

- ・改正の趣旨・検証・見直しを行う時期を明確にする必要がある。期間については、4年を超えない範囲とするのが良いのではないか。
- ・政治倫理規定は、町長等だけで良いのか。議員も必要ではないか。

- ・政治倫理規程を知っている人は少ない。規則等についても必要に応じてパブリックコメントを実施してはどうか。
- ・政治倫理審査会委員の選任については、公平性を保つといった観点からも町長が委嘱した方を議会が承認する（逆も然り）などの仕組みが必要ではないか。
- ・以前、パブリックコメントにおいて、意見に対する回答が公開された際に個人が特定されるような事例があった。意見提出一層の配慮をお願いしたい。
- ・先般、農業委員会の委員の定数条例に関するパブリックコメントがなされていたが、一般の人からすると意味も背景も分からない。特定の町民にしか関わりのない条例等もパブリックコメントは必要であるのか。
- ・パブリックコメントはある程度決まってから実施されており、意見を言ってもその段階では遅いのではないか。パブリックコメントは期間のみならず実施時期についても明確化する必要があると考える。
- ・情報提供のあり方について、世代別に意見を伺ってみてはどうか。ニーズの把握により町民が求める情報提供のあるべき姿が見えてくるのではないか。
- ・決定した情報を発信するのではなく、事業の企画段階から町民が参画できる仕組みが必要である。
- ・町民の責務への考え方として、町民も積極的に参加してもらいたいところではあるが、町民の中には参加したくても参加できない人もいるため、責務とまでは強く言えないと思う。条文ではなく、参加しやすい方法を工夫していくことが大事なことである。
- ・町は情報発信を良くしていると思う。情報発信の仕方というより、その前の段階ではないか。例えば宿泊施設のように、決まってから情報発信をするのではなく、最初から情報発信は重要。途中の経過がないから、情報が伝わらないし、誰も参加しなくなる。
- ・審議会については、審議内容の公開が重要である。また審議会は原則公開となっているにも関わらず、知らされていないし、会議録も公開されていない。
- ・町民意見を聞く場として審議会や説明会などで来てもらうばかりではなく、会合に出向いていくことも必要ではないか。
- ・自治基本条例は、町の憲法であると言っているが、これを基にどう決まっているのか分からない。ホームページで例規集を見た時も条例の一つにすぎない。
- ・自治基本条例に防災の内容を盛り込むことが必要ではないか。

#### (4) その他

- 委員：「町民参加の推進」と目的が漠然としているが、行政としてどのような考えを持っているのか。情報提供手続き事務の執行に特化してしまい、町民の意向を反映するといった本来の目的を見失っているのではないか。

町民参加を促すのであれば、いかに町民に関心を持ってもらうかが重要である。

事務局：現状、条例に基づき、町民参加が推進されるよう説明会等をはじめ様々な方法を用いて実施しているところであるが、実施時期については統一がなされていない状況にある。事業によってそれら実施時期は必ずしも統一できるものではないが、どのタイミングでどこまでの情報を出すなど、大枠でのルールづくりが必要であると考えている。

事務局：まだまだたくさんのご意見をお持ちのことと思う。年度内にもう一度開催できればと考える。次回の会議までに前回と今回の会議でいただいた意見を整理しお知らせする。

次回開催は、3月23日（木）18時から同場所ですとしたい。

よろしくお願ひしたい。